

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、令和2年7月豪雨（以下「本災害」という。）によって経営が悪化した林業者の資金調達の円滑化を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）が、令和2年7月豪雨被害対策林業資金に係る保証を引き受ける場合に、林業者の負担軽減を図るため林業者が負担する保証料の一部を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助するものとする。また、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 市町村が、次に掲げる条件により、保証料の助成を行う場合において、知事は、当該市町村に対してその助成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 保証料助成対象資金は、令和2年7月豪雨被害対策林業資金融通措置要項第2に定める令和2年7月豪雨被害対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）とする。

(2) 対象となる林業者は、以下の要件を満たす者とする。

本災害により、災害発生前の決算期と比べて林業収入が10パーセント以上減少している、又は減少することが見込まれること。

(3) 保証料助成の対象保証料率（以下、保証料助成率という。）等は、別表に定めるものとする。

(4) 保証料助成の期間は、貸付期間とする。ただし、当初計画における貸付期間を原則とし、延滞等を理由に延長となった期間は含まない。

(5) 保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に別表に定める助成対象保証料率を乗じて得た額とする。

(保証料助成の承認)

第3条 保証料助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関から融資決定及び基金の債務保証を受けたのち、次のア及びイに掲げる書類を、市町村に提出するものとする。

ア 保証料助成承認申請書（別記第1号様式）

イ 令和2年7月豪雨被害対策資金融通措置要項別記第3号様式の1「林業収入減少等調書」の写し。

2 市町村長は、前項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは保証料助成費補助対象事業承認申請書（別記第2号様式）に当該書類の写しを添えて、知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めたときは保証料助成費補助対象事業承認通知書（別記第3号様式）を市町村長に交付するものとする。

4 市町村長は、項の通知を受けたときは、交付希望者に保証料助成承認通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

式)を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 交付希望者は、保証料助成金交付申請書(別記第5号様式)に、保証契約に係る貸付実行後、基金から交付される保証料計算書を添えて、翌年1月31日までに市町村に提出するものとする。

(助成費補助金の申請と交付決定)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度2月20日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成費補助金交付申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 保証料助成額計算書(別記第7号様式)
- (2) 保証料助成費補助金額計算書(別記第8号様式)
- (3) 収支決算書(別記第9号様式)

2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成費補助金交付決定通知書(別記第10号様式)を交付するものとする。

(助成費補助金の交付請求及び交付)

第6条 市町村長は、補助金の請求をしようとするときは、規則第16条第1項に基づく保証料助成費補助金交付請求書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された保証料助成費補助金交付請求書を受理し、適当と認めるときは、市町村長に補助金を交付するものとする。

(助成費補助金の額の確定)

第7条 第5条第2項の保証料助成費補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があったものとみなす。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

(調査及び報告等)

第9条 知事は、保証料助成費の交付に関し、必要があると認められた場合は、助成費の交付を受けた者及び市町村の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(資金の目的外使用に伴う取り扱い)

第10条 令和2年7月豪雨被害対策林業資金融通措置要項第10の2の規定により利子補給に係る補助対象事業承認及び利子補給承認が取り消された場合は、県は市町村に対して保証料助成費補助対象事業承認を取り消し、市町村は保証料助成者に対して保証料助成承認を取り消すものとする。

2 令和2年7月豪雨被害対策林業資金融通措置要項第10の3の規定により、利子補給費補助金及び利子補給金の返還が命じられた場合は、県は市町村に対して既に交付した保証料助成費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は保証料助成者に対して既に交付した保証料助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和2年8月18日に施行し、令和2年7月21日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日に施行する。

別記第1号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成承認申請書

令和 年 月 日

市町村長 様

(申請者) 住所

氏名

下記のとおり、保証料助成を受けたいので、令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第3条第1項の規定により申請します。

記

融資機関 : (支店名:)
資金名 :
借入額 :
償還期間 :
据置期間 :
保証料率 :
保証料助成率 :
助成期間 :

* 「保証料率」については、農林漁業信用基金の定める保証料率を記載。

別記第2号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助対象事業承認申請書

令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

別添のとおり、保証料助成補助対象事業承認を受けたいので、令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第3条第2項の規定により申請します。

別記第3号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助対象事業承認通知書

令和 年 月 日
第 号

市町村長 様

熊本県知事

令和 年 月 日付で申請のあった令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成事業の保証料助成補助対象事業承認については、令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第3条第3項の規定により、承認しましたので通知します。

別記第4号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成承認通知書

令和 年 月 日
第 号

(住所)
(申請者名) 様

市町村長

令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成事業の保証料助成については、令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第3条第4項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

融資機関 : (支店名:)
資金名 :
借入額 :
償還期間 :
据置期間 :
保証料率 :
保証料助成率 :
助成期間 :

別記第5号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成金交付申請書

令和 年 月 日

市町村長 様

(申請者) 住所

氏名

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和 年度令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成事業保証料助成金について、令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第4条の規定により、金 円を申請します。

別記第 6 号様式

令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

市町村長

令和 年度令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第 3 条及び令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添付のうえ、保証料助成費補助金 円の交付を申請します。

別記第7号様式

保証料助成額計算書(令和 年分)

| | |
|-----------|--|
| 金融機関名・支店名 | |
|-----------|--|

・対象期間:1年目=実行日～令和 年12月31日

・対象資金区分:令和2年7月豪雨被害対策林業緊急支援資金

| 件数 | 保証番号 | 氏名 | 実行日 | 貸付額 | 年初残高 | 年初経過日数 | 約定日 | 約定償還額 | 年末残高 | 約定後日数 | 積数 | 平均残高 | 助成保証料率 | 保証料助成額 |
|----|------|----|-----|-----|------|--------|-----|-------|------|-------|-------------|-----------|--------|---------|
| | | | | | A | B | | | C | D | $E=A*B+C*D$ | $F=E/365$ | G | $H=F*G$ |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 |

注1 年初経過日数B=1月1日から約定日までの日数。(初年度は、実行日から12月31日まで)

注2 約定後日数D=約定日の翌日から12月31日までの日数。

別記第 8 号様式

令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助金額計算書（令和 年分）

| | |
|---------------------|----------|
| 市町村名 | |
| 市町村がに承認者に対して助成する額 | 円 |
| 県補助率 | 1 / 2 以内 |
| 県補助額 (1 円未満切り捨て) | 円 |

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

| 区分 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | |
|-------|--------|--------|------|---|
| | | | 増 | 減 |
| 県費補助金 | | | | |
| 市町村費 | | | | |
| 計 | | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 比較増減 | |
|-------|--------|--------|------|---|
| | | | 増 | 減 |
| 利子補給費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |

別記第10号様式

令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

市町村長 様

熊本県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成事業保証料助成金補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条及び令和2年7月豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金交付要項第5条第2項の規定により、金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

別記第 1 1 号様式

令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成費補助金

保証料助成費補助金交付請求書

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和 年度
令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林業資金保証料助成事業保証料助成費補助金として、下記の金
額を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第 1 6 条及び令和 2 年 7 月 豪雨被害対策林
業資金保証料助成費補助金交付要項第 6 条の規定により請求します。

記

請求額 金 円